

桂川町の皆さんへ

福岡地方・家庭裁判所
飯塚支部長からご挨拶

来年の5月21日に裁判員制度が始まり

ます。福岡地方裁判所では、既に来年の5月21日以降に起訴される刑事事件で裁判員候補者を選ぶために使用する裁判員候補者名簿が作成されました。桂川町の方でこの裁判員候補者名簿に記載された方は45人です。この裁判員候補者名簿に記載された方には、12月上旬ころまでに、裁判員候補者名簿に記載された旨の通知がいきます。桂川町から最終的に裁判員に選任される方は1年間で3、4人になると予測されます。



福岡地方・家庭裁判所飯塚支部

杉山正士 支部長

この名簿から来年、個々の刑事事件で裁判員候補者が選任されることになります。特定の事件で裁判員候補者に選任された方には、裁判員選任手続が行われる期日、時刻を知らせる呼出状がその期日より6週間前までに送付されますので、その日時に福岡地裁本庁に来て頂くことになります。

裁判員を選任する手続において、6人の裁判員の中に選ばれると、いよいよ裁判員裁判が始まりますので、公判期日に出頭し、法廷で裁判官3人と一緒に審理をし、有罪か無罪か、有罪の場合には量刑をどうするかについて評議をし、判決を言い渡すこととなります。

ところで、70歳以上の人や学生は、1年間を通じて裁判員を辞退したいときは、裁判員候補者名簿記載通知の際に同封される調査票にその旨の記入をして裁判所に送ると、当然に辞退が認められます。また、特定の事件で裁判員候補者に選ばれたけれど、呼出状に記載された期日には大事な仕事があつてとても裁判所に行けないという場合には、上記呼出状に同封される質問票に記載して裁判所に送り返し、裁判所がその辞退申立てに理由があると認めれば、辞退が認められます。

裁判所は、どのような場合に辞退を認めるかを適切に判断する際の資料とするために、今年の春から夏ころにかけ、各職種の職業の方に繁忙期について調査のアンケートをお願いし、これを回収し、福岡県内の

実情について調査をしました。裁判所は、辞退の理由の有無を適切にかつ速やかに判断できるように準備を続けています。

現在、国民参加型の司法制度として、国民から選ばれた検察審査員で運営される検察審査会があります。検察官がある犯罪について不起訴処分をした場合に、この不起訴処分に不服のある者は検察審査会に審査請求をすることができますが、その際、11人の検察審査員が警察、検察の捜査資料を検討し、検察官の不起訴処分の当否について判断をしています。検察審査員の任期は6か月です。検察審査員を経験された多くの方は、任期を終えられたときに「人生で1度の体験ができて良かった。」「充実した仕事ができた。」という感想を述べられています。

この検察審査会は、現在まで約60年間、国民だけで運営され実績を挙げてきており大変歴史があるものです。裁判員裁判も、皆さんにとってかけがえない充実した体験になるのではないかと思います。

裁判員制度は、民主主義の体制にある国々のほとんどの国が採用している国民参加型の裁判制度ですが、とてもすばらしく、やりがいのある制度ですので、これから国民と裁判所、検察官、弁護士が協働して立派なものに育てていく必要があると考えています。

私は、10数年前にアメリカの陪審裁判を

傍聴しましたが、1段高い席に陪審員が並んで座っているのを見て、国民が個人として高いレベルで尊重されている国はすごいなと感動したことがあります。

そのとき印象的な出来事がありました。陪審員の一人である青年が少し遅刻をしてあわてて法廷に入ってきたのですが、その様子をみていた陪審員席の中年女性が「あなたは今までどこに居たか知ってるわよ。」と大きい声で言いました。その瞬間、陪審員席が爆笑に包まれました。何日目の審理だったか分かりませんが、陪審員同士に連帯感ができているように感じました。

そのアメリカでは、今回の大統領選でアフリカ系の父をもつオバマ候補が「Yes We Can.」[Change.]のスローガンのもとに、次期大統領に決まりました。

日本の裁判員裁判も「Yes We Can.」の気持ちでのぞみ、評議の中で各裁判員の人生経験と裁判官の専門的知識が十分に活かされれば、今以上に国民の納得できる良い判決ができるのではないのでしょうか。

そして、国民が積極的に裁判員裁判に参加することのできる状況ができ、国民の裁判所に対する理解と信頼がより深まるようになればいいと思います。

このご挨拶等は、裁判所飯塚支部の「法の日」週間（10月1日～7日）の広報活動の一環として掲載させていただきます。